

■ 手術給付金

災害・疾病の手術給付倍率について

約款で定めている「手術」とは、下記「別表5 対象となる手術および給付倍率表」の通りです。
この別表は、無配当医療保険(05)普通保険約款(2010年4月作成)より抜粋したものです。

別表5 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

(注) 40・20・10の数字は入院給付金日額に対する給付倍率

手術番号	手術の種類	給付倍率	手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術			§ 尿・性器の手術		
1.	植皮術 (25cm ² 未満を除く。)	20	38.	腎移植手術 (受容者に限る。)	40
2.	乳房切除術	20	39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱視血手術 (経尿道的操作は除く。)	20
§ 筋骨の手術 (抜釘術は除く。)			40.	尿道狭窄視血手術 (経尿道的操作は除く。)	20
3.	骨移植術	20	41.	尿瘻閉鎖視血手術 (経尿道的操作は除く。)	20
4.	骨髄炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除く。)	20	42.	陰茎切除術	40
5.	頭蓋骨視血手術 (鼻骨・鼻中隔を除く。)	20	43.	辜丸・副辜丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
6.	鼻骨視血手術 (鼻中隔弯曲症手術を除く。)	10	44.	陰嚢水腫根本手術	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節視血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	20	45.	子宮広汎全摘除術 (単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	40
8.	脊椎・骨盤視血手術	20	46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨視血手術	10	47.	帝王切開娩出術	10
10.	四肢切断術 (手指・足指を除く。)	20	48.	子宮外妊娠手術	20
11.	切断四肢再接合術 (骨・関節の離断に伴うもの。)	20	49.	子宮脱・膣脱手術	20
12.	四肢骨・四肢関節視血手術 (手指・足指を除く。)	10	50.	その他の子宮手術 (子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	20
13.	筋・腱・靭帯視血手術 (手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	10	51.	卵管・卵巣視血手術 (経膈的操作は除く。)	20
§ 呼吸器・胸部の手術			52.	その他の卵管・卵巣手術	10
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10	§ 内分泌器の手術		
15.	喉頭全摘除術	20	53.	下睡体腫瘍摘除術	40
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術 (開胸術を伴うもの。)	20	54.	甲状腺手術	20
17.	胸郭形成術	20	55.	副腎全摘除術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40	§ 神経の手術		
§ 循環器・脾の手術			56.	頭蓋内視血手術	40
19.	観血的血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く。)	20	57.	神経視血手術 (形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	20
20.	静脈瘤根本手術	10	58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸・開腹術を伴うもの。)	40	59.	脊髄硬膜内外視血手術	20
22.	心膜切開・縫合術	20	§ 感覚器・視器の手術		
23.	直視下心臓内手術	40	60.	眼瞼下垂症手術	10
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20	61.	涙小管形成術	10
25.	脾摘除術	20	62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
§ 消化器の手術			63.	結膜嚢形成術	10
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20	64.	角膜移植術	10
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10	65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
28.	食道離断術	40	66.	虹彩前後癒着・離術	10
29.	胃切除術	40	67.	緑内障視血手術	20
30.	その他の胃・食道手術 (開胸・開腹術を伴うもの。)	20	68.	白内障・水晶体視血手術	20
31.	腹膜炎手術	20	69.	硝子体視血手術	10
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓視血手術	20	70.	網膜・離症手術	10
33.	ヘルニア根本手術	10	71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術 (施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10	72.	眼球摘除術・組織充填術	20
35.	直腸脱根本手術	20	73.	眼窩腫瘍摘出術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術 (開腹術を伴うもの。)	20	74.	眼筋移植術	10
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術 (根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	10			

手術番号	手術の種類	給付倍率	手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 感覚器・聴器の手術 75. 観血的鼓膜・鼓室形成術 20 76. 乳様洞削開術 10 77. 中耳根本手術 20 78. 内耳観血手術 20 79. 聴神経腫瘍摘出術 40			§ 上記以外の手術 83. 上記以外の開頭術 20 84. 上記以外の開胸術 20 85. 上記以外の開腹術 10 86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。） 20 87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。） 10		
§ 悪性新生物の手術 80. 悪性新生物根治手術 40 81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。） 10 82. その他の悪性新生物手術 20			§ 新生物根治放射線照射 88. 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。） 10		